

審査基準整理票

処分名	特定毒物研究者の許可		
根拠法令名	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)	(条項)第 3 条の 2 第 1 項、 第 6 条の 2 第 1 項	
基準法令名	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)	(条項)第 6 条の 2 第 2 項 及び第 3 項	
	毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 26 年厚生 省令第 4 号)	(条項)第 4 条の 7 及び第 4 条の 8	
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[特定毒物研究者の許可に係る審査基準]</p> <p>特定毒物研究者の許可に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定及び次に掲げる通知のとおりとする。</p> <p>なお、当該法令及び通知は、担当課において備え置く。</p> <p>(1) 特定毒物研究者の資格について(昭和 31 年 7 月 31 日付け薬事第 339 号通知)</p> <p>① 大学(旧制大学、旧制専門学校を含む。)において、薬学、医学、化学その他毒物及び劇物に関係ある学科を専攻修了した者であつて、職務上特定毒物の研究を必要とするもの。</p> <p>② 農業試験場等において農業関係で使用される特定毒物の効力、薬害、残効性、使用方法等比較的高度の化学的知識を必要としない事項のみにつき研究を必要とする場合には、農業上必要な毒物及び劇物に関し毒物劇物事業管理人と同等以上の知識を有すると認められることをもつて足りること。</p> <p>(2) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の施行に伴う毒物及び劇物取締法及び関係政省令の一部改正について(昭和 59 年 4 月 2 日付け薬安第 25 号通知)</p> <p>特定毒物研究者の資格の適否については、昭和 31 年 7 月 31 日薬事第 339 号薬事課長通知により審査することとしているが、特定毒物研究者が、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)等の規定に基づく分析研究を実施するため標準品としてのみ特定毒物を使用する場合の当該特定毒物研究者の資格は、同通知の記 1 の(1)の基準にかかわらず、一般毒物劇物取扱責任者における取扱いと同様で差し支えないこと。</p>			

参 考

[根拠法令・基準法令]

毒物及び劇物取締法

第 3 条の 2 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者（以下「特定毒物研究者」という。）でなければ、特定毒物を製造してはならない。

2～11 略

（特定毒物研究者の許可）

第 6 条の 2 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、都道府県知事に申請書を出さなければならない。

2 都道府県知事は、毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。

3 都道府県知事は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。

一 心身の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者

四 第 19 条第 4 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 2 年を経過していない者

毒物及び劇物取締法施行規則

（法第 6 条の 2 第 3 項第 1 号 の厚生労働省令で定める者）

第 4 条の 7 法第 6 条の 2 第 3 項第 1 号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第 4 条の 8 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。